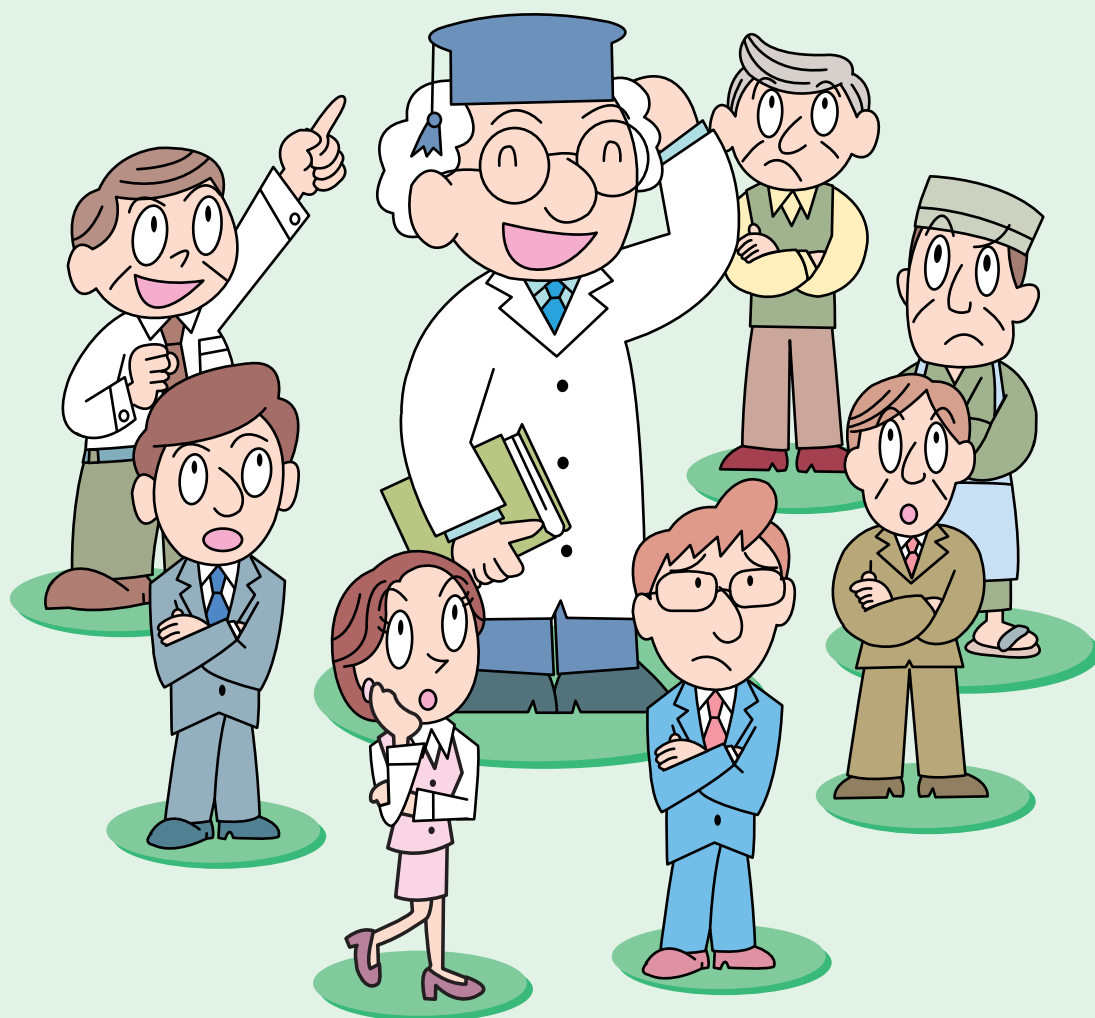


早わかり

生活衛生営業

税制

平成22年度版



財団法人

全国生活衛生営業指導センター



喫茶店



理容店



美容店



クリーニング店



公衆浴場
(銭湯)



めん類店
(そば・うどん店)



料理店
(料亭など)



興行場
(映画館・劇場・奇席)

目次

はじめに	1
1. 法人税	
1. 中小企業に対する軽減税率の時的引下げ	2
2. 欠損金の繰越控除（全業種対象）	2
3. 欠損金の繰戻し還付（全業種対象）	3
4. 役員給与（全業種対象）	4
5. 交際費の損金不算入（全業種対象）	6
6. グループ法人税制における中小企業への税制特例の扱い	7
2. 法人税・所得税	
1. 中小企業者等における教育訓練費の税額控除	8
2. 少額減価償却資産の損金算入（全業種対象）	9
3. 中小企業投資促進税制	10
4. 中小企業等基盤強化税制	11
5. 中小企業者が情報基盤強化設備等を取得した場合	11
6. 公害防止設備に係る特別償却制度（クリーニング）	12
3. 相続税・贈与税	
1. 相続時精算課税制度	13
2. 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例	13
4. 法人税・所得税・住民税・事業税	
1. 減価償却制度	14
5. 固定資産税	
1. 減免措置（旅館・ホテル）	16
2. 公衆浴場業、旅館・ホテル業（公衆浴場業等）の用に 供する固定資産税に係る軽減（公衆浴場、旅館・ホテル）	16
3. 公害防止用設備の課税標準の特例措置（クリーニング）	16
6. 消費税	
1. 課税事業者になった場合の税金の還付	17
2. 簡易課税方式（計算方式の特例）	17
3. 平成22年4月消費税法の改正	18
7. その他	
生衛業に関するその他の税制	19



社交業
(スナック・バーなど)



中華料理店



すし店



氷雪販売業
(氷屋)



その他の飲食店
(食堂・レストランなど)



食肉販売店



旅館・ホテル



食鳥肉販売店

はじめに

「税制」は、社会情勢や経済情勢に合わせて毎年度適宜見直しが行われています。その分かりにくい「税制」をなんとか分かりやすくとりまとめ、生衛業の皆様にご利用いただくため冊子を作成いたしました。

本書は、平成22年度税制改正を基にした改訂版を作成いたしました。

昨年度同様、生活衛生関係営業についての優遇制度や注意点等について少しでも理解を深めていただき、税務申告に積極的にご利用いただき、顧問税理士への相談の際にご利用いただければ幸いです。

平成22年12月

財団法人全国生活衛生営業指導センター



1. 法人税

1. 中小企業に対する軽減税率の時限的引下げ

中小法人等の平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間に終了する各事業年度の所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に対する法人税の軽減税率を 22%から 18%に引き下げる。

(注) 中小法人等とは、次の法人をいう。

① 普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社等を除く。）

- ② 公益法人等
- ③ 協同組合等
- ④ 人格のない社団等

2. 欠損金の繰越控除 (全業種対象)

欠損金・・・1事業年度の課税所得金額がマイナスとなった金額

【制度の内容】

欠損金を、欠損金の発生した事業年度の翌期以後 7 年間繰り越し、課税所得と相殺できます。

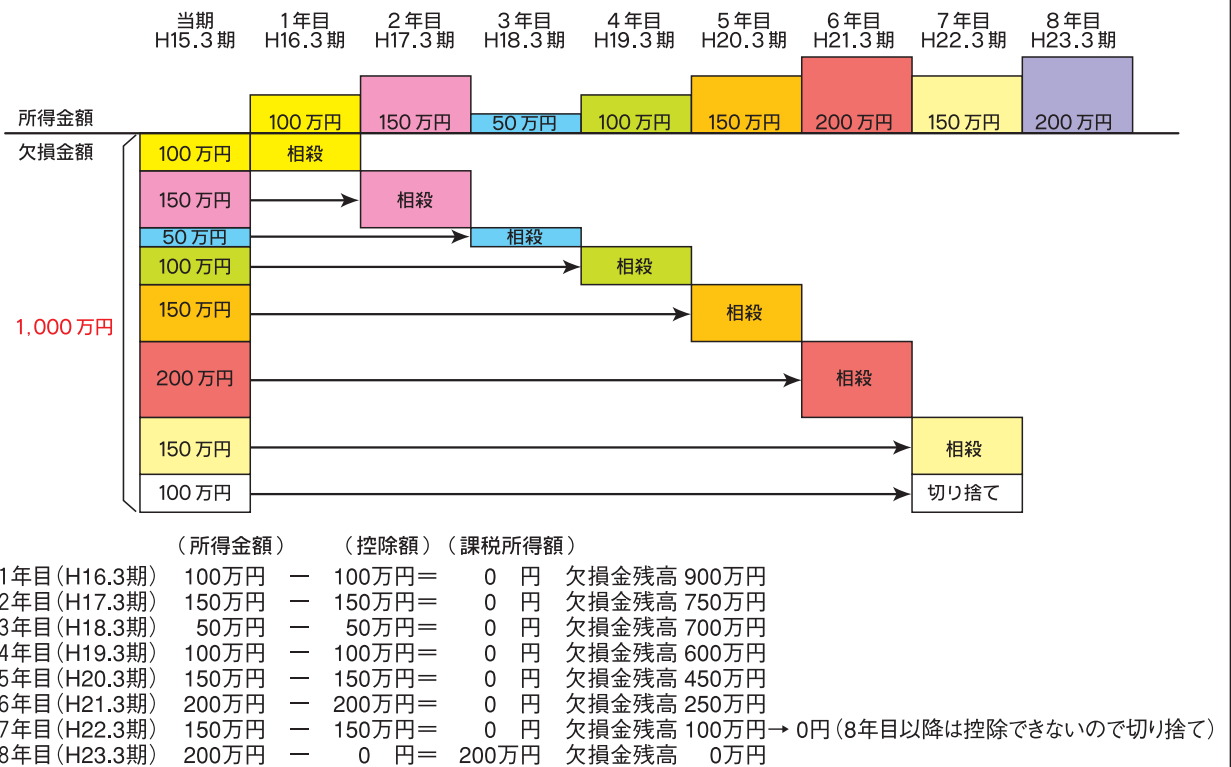
【制度の要件】

- ① 青色申告法人
- ② 每期確定申告を提出していること

Example



A社はH15.3期に欠損金1,000万円が生じた。
H16.3期以降8年目までの所得金額の合計は次のとおり1,100万円。
この制度による課税所得は次のとおり。



軽減税率引下げ前		軽減税率引下げ後	
年 800 万円超の所得金額	30%	30%	
年 800 万円以下の所得金額	22%	18%	軽減税率

3. 欠損金の繰り戻し還付 (全業種対象)

【制度の内容】

欠損金を、翌期以降に繰り越さないで、前事業年度の課税所得と相殺し、前事業年度に納めた法人税を還付できます。

適用期限：平成 24 年 3 月 31 日まで

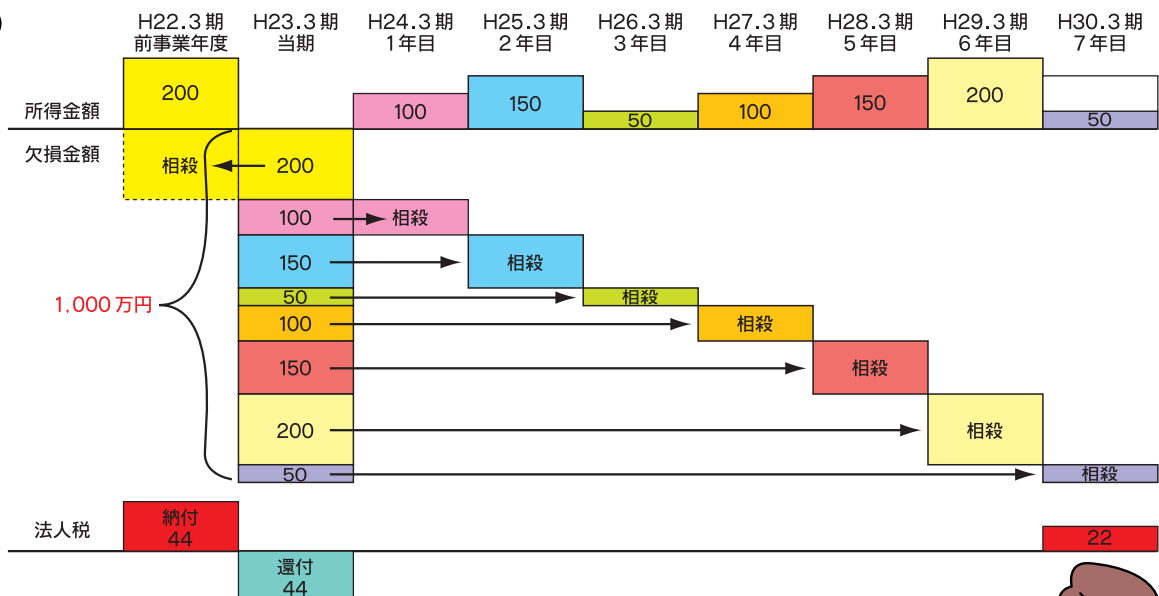
【制度の要件】

- ① 資本金 1 億円以下
- ② 青色申告法人
- ③ 毎期確定申告を提出していること
- ④ 欠損金の繰戻しによる還付請求書を提出すること

Example



B社はH23.3期に欠損金1,000万円が生じた。H22.3期には課税所得200万円が生じており法人税を44万円納付している。この制度による還付額は図のとおり。



$$\text{還付される税額} = \text{前事業年度の法人税} \times \frac{\text{当期の欠損金額} \times}{\text{前事業年度の所得金額}}$$

※当期の欠損金額は前事業年度の所得金額を限度とする。

$$\text{還付される税額} = 44 \text{万円} \times \frac{200 \text{万円} \times}{200 \text{万円}} = 44 \text{万円}$$

※当期の欠損金額は1,000万円だが、前事業年度の所得金額200万円が限度となる。

前事業年度の法人税の全額44万円が還付されます。



1. 法人税

4. 役員給与（全業種対象）

(1) 定期同額給与

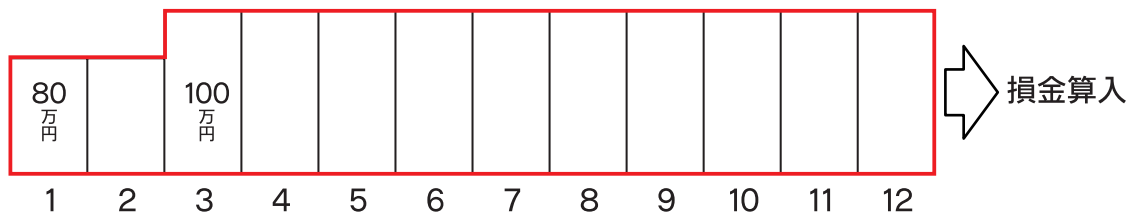
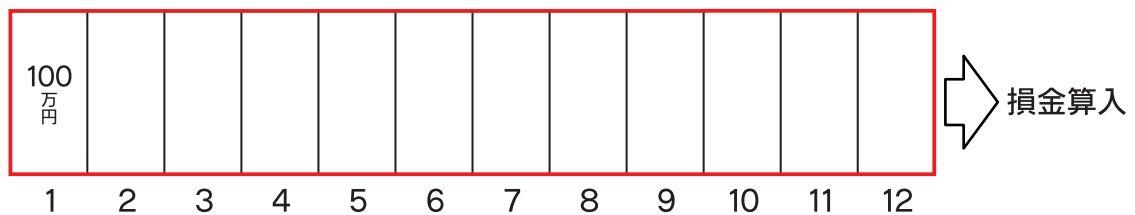
【制度の内容】

1事業年度を通じて、毎月同額の役員給与は損金に算入できます。

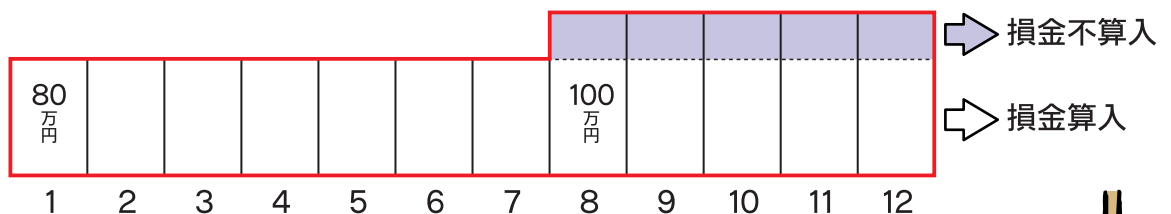
(※) 事業年度開始から3ヶ月以内の金額変更であれば損金に算入できます。

(※) 役員給与とは、役員に対する退職給与以外の役員報酬、役員賞与をいいます。

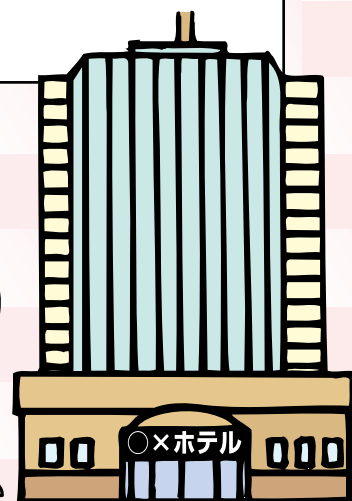
Example



※事業年度当初に遡り、差額（20万円×2ヶ月＝40万円）を支給した場合は当該差額分は損金不算入。



毎月同額の役員給与は全額損金になるけど、3ヶ月を過ぎて役員給与を変更した場合は、損金にならないのか…、気を付けなくてはいけないな。



(2) 事前確定届出給与

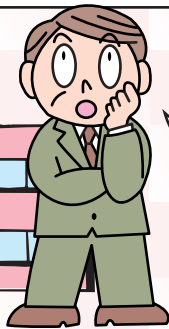
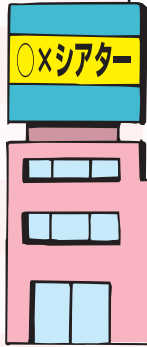
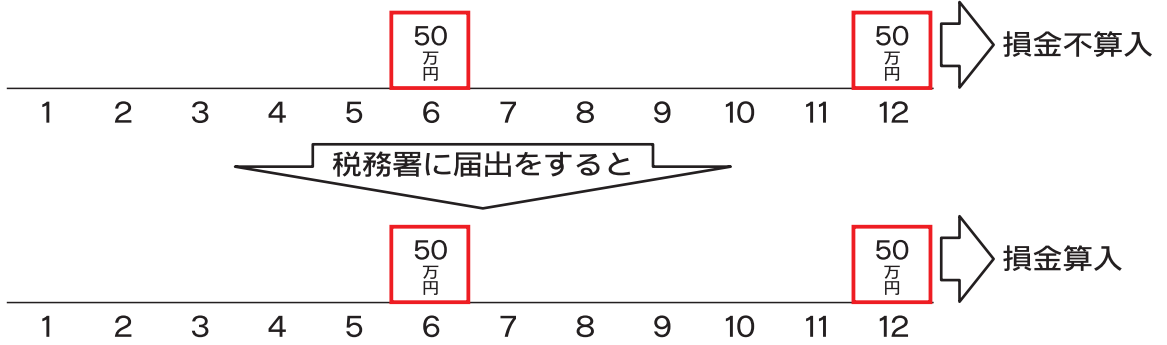
【制度の内容】

(1) の定期同額給与では、毎月同額でない役員給与は損金にならないとありますが、事前に納税地の所轄税務署に届出をした場合は、役員の職務について所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与は損金として認められます。

Example



A社では、非常勤役員に対し、6月末日及び12月末日に50万円の役員報酬を支給する規程がある。
 この役員報酬は、毎月の支給ではないため、「定期同額給与」に該当せず、損金算入されないが、事前に所轄税務署に届出をすれば、損金算入が認められる。



非常勤役員の役員給与みたいな、毎月払うわけではない場合は、事前に税務署に届出しないと損金にならないんだ。うーん、確認してみよう！

【留意点】 事前確定届出給与の届出期限

	区分	届出期限
事前確定届出給与に関する届出	① 株主総会、社員総会その他これらに準ずるものの決議により役員職務につき所定の時期に確定額を支給する旨を定めた場合	次のうちいずれか早い日 a その決議をした日（その日が職務執行開始日以後である場合には、職務執行開始日）から1月を経過する日 b その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から4月を経過する日（新設法人の場合には設立の日後2月を経過する日）
	② 臨時改定事由により新たに事前確定届出給与の定めをした場合（その役員の臨時改定事由発生前の職務について事前確定給与の定めがあった場合を除きます。）	①の届出期限と臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日とのうちいずれか遅い日

また、既に届出をしている法人が、その届出に係る定めの内容を変更する場合において、その変更が次に掲げる事由に起因するものであるときは、その変更後の定めの内容に関する届出はその事由の区分に応じて次の日までに届出しなければならない。

	区分	届出期限
事前確定届出給与の変更届出	① 臨時改定事由により変更する場合	臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日
	② 業績悪化改定事由により変更する場合（減額する場合に限ります。）	次のうちいずれか早い日 a 業績悪化改定事由により事前確定届出給与の変更に関する株主総会等の決議をした日から1月を経過する日 b aの決議をした日以後最初に到来する直前届出に基づく支給の日の前日

1. 法人税

5. 交際費の損金不算入 (全業種対象)

【制度の内容】

1. 一定額を超える交際費は損金になりません。
2. 得意先等、社外の人を交えた1人当たり5,000円以下の飲食費は交際費に該当しませんので損金に算入できます。

適用期限：平成24年3月31日まで

【制度の要件】

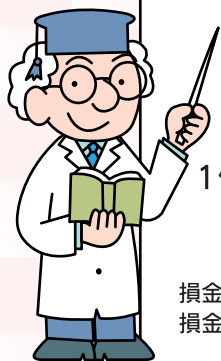
資本金1億円以下の場合、次の金額が損金になる限度額です。

(資本金1億円超の場合は全額損金になりません。)

- イ. 交際費が600万円まで 交際費の90%
- ロ. 交際費が600万円超 540万円

Example

A社が1事業年度に交際費を700万円使った場合



資本金
1億円以下

交際費 700万円	
損金になる金額 540万円	損金にならない金額 160万円

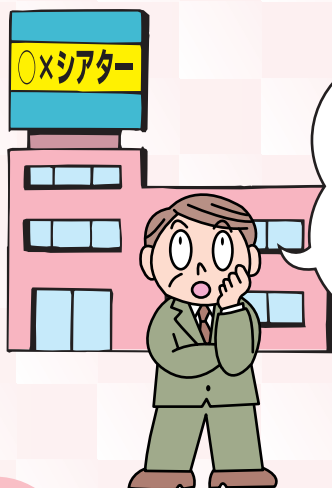
損金になる金額 $(600\text{万円} \times 90\%) + (600\text{万円超は} 0\text{円}) = 540\text{万円}$
損金にならない金額 $700\text{万円} - 540\text{万円} = 160\text{万円}$

資本金
1億円超

交際費 700万円	
損金にならない金額 700万円	

【留意点】

- ① 1人当たり5,000円以下の飲食費であっても、法人の役員、従業員だけが参加する社内交際費（通常の会議、忘年会等の福利厚生費を除く）は、交際費になります。
- ② 飲食代が1人当たり5,000円以下かどうかは、税込経理のときは税込み、税抜経理のときは税抜きで判定します。
- ③ 1人当たり5,000円以下の飲食費については、次のような書類を領収書と共に保存しましょう。



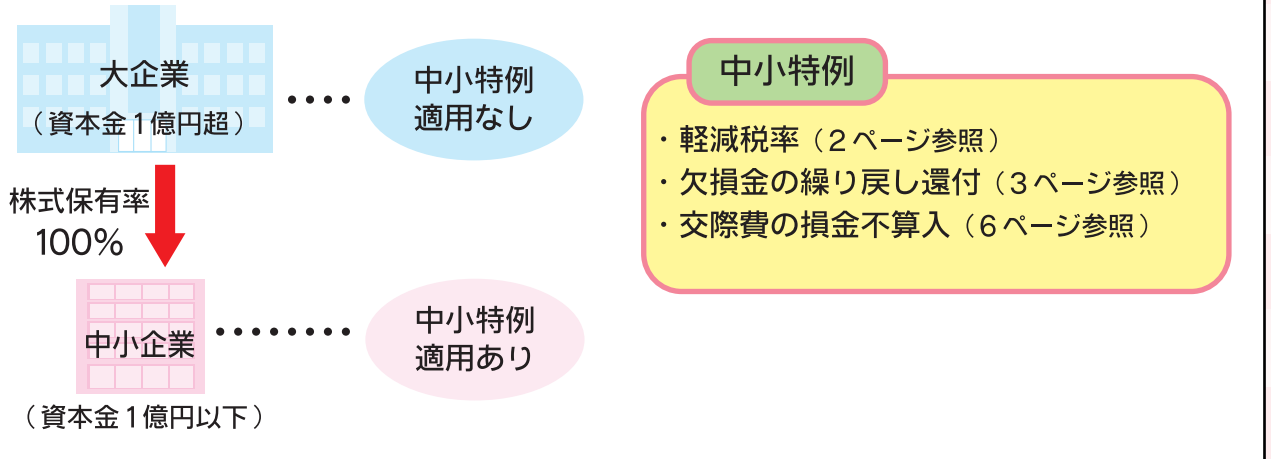
なるほど。
領収書と書類をセットで保存すればいいんだな！！
でも、参加人数をごまかし
てはいけないよな。

年 月 日	平成 年 月 日		
飲食店名			
住 所			
参加者	会社名		
	役職氏名		
参加人数合計	人		
金 額	税抜き	円 (税込み	円)
1人当たり金額	税抜き	円 (税込み	円)
飲食の目的(話題など)			

6. グループ法人税制における中小企業への税制特例の扱い

改正前

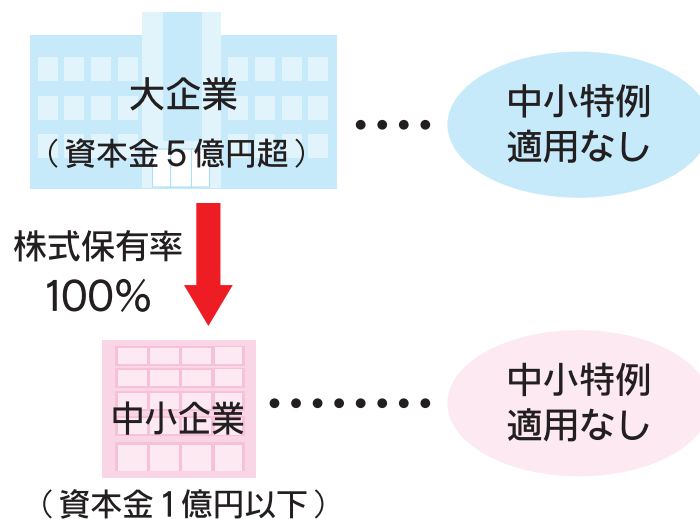
中小企業への税制特例の適用の可否は、その中小企業の資本金が1億円以下か否かで判定を行っている



改正後

グループ法人税制の導入に際して、中小特例の適用については自らの資本金等の規模に加えて親会社の資本金等の規模も基準に判定される。

親会社の資本金が5億円以上（会社法上の「大会社」）の場合、その100%子会社については中小特例は適用しない



2. 法人税・所得税

1. 中小企業者等における教育訓練費の税額控除

【制度の内容】

教育訓練費を支払った場合には、次の金額が税額控除できます。

(※) 労務費に占める教育訓練費の割合が中小企業者等のほぼ平均である0.15%以上の場合に、教育訓練費の総額に、労務費に占める教育訓練費の割合に応じた税額控除率(8~12%)を乗じた金額を税額控除できる。

税額控除率は、次のとおり

$$8\% + \left(\frac{\text{教育訓練費}}{\text{労務費}} - 0.15\% \right) \times 40$$

【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人(大会社の出資比率が50%未満)
- ② 資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者

適用期間：平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間に開始される事業年度

Example



A社の労務費は400万円、うち教育訓練費は1万円。

$$8\% + \left(\frac{1}{400} - 0.15\% \right) \times 40 = 12\%$$

$$\text{税額控除額 } 1\text{万円} \times 12\% = 1200\text{円}$$

右の事項を記載した書類を確定申告書に添付する必要がありますので、支払いの都度作成しておきましょう。

開催者(支出の相手先)	
所在地	
教育訓練の内容	
実施年月日、期間	平成 年 月 日
参加者名	
金額	税抜き 円(税込み 円) (それぞれの金額を記載)
支出年月日	平成 年 月 日
その他	

※ 役員又は個人事業主及びこれらと特別な関係にある者(親族等)は対象とならない。



中小零細事業所にとっても人材は必要。今回の改正で使いやすくなったので活用しましょう。

2. 少額減価償却資産の損金算入 (全業種対象)

【制度の内容】

取得価額が30万円未満の減価償却資産（少額減価償却資産）を取得した場合は、全額損金に算入できます。
この制度の適用を受けることができる資産は、1事業年度で合計300万円までです。

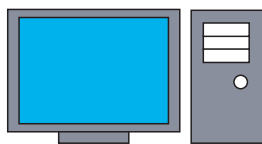
【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
- ② 資本金のない法人で、常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④ 平成24年3月31日までに取得し、事業に使っていること

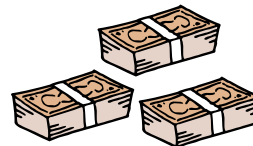
Example



当期首に1台20万円のパソコンを15台、合計300万円購入した。
パソコンの耐用年数は4年。この制度による損金算入額。



× 15



	損金算入できる金額
通常の減価償却	187.5万円
少額減価償却資産の損金算入	300万円
差額	112.5万円

(通常の減価償却)

20万円 × 0.625 (※) = 12.5万円

12.5万円 × 15台 = 187.5万円

(※) 平成19年4月1日以後に取得した定率法による償却率。

30万円未満の少額減価償却資産は結構あるよね。
有効に活用したいなあ。



2. 法人税・所得税

3. 中小企業投資促進税制

(料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、娯楽業(映画業を除く)は対象外)

※適用の対象については、最寄りの税務署でご確認下さい。

【制度の内容】

(特別償却)

対象資産を取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価額の30%の特別償却ができます。

(税額控除)

対象資産を取得した場合は、取得価額の7%の税額控除ができます。

※その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が限度となります。

適用期間：取得の日が平成24年3月31日まで

		特別償却	税額控除
取得等の形態		取得	
資本金		1億円以下	3,000万円以下
対象資産	機械装置	1台で160万円以上	
	器具備品	1事業年度の合計が120万円以上のパソコン 又は1事業年度の合計が120万円以上のデジタル複写機(インターネット接続)	
	ソフトウェア	1つで70万円以上※	
	車両	車両総重量3.5トン以上の普通貨物自動車	

※データベース管理ソフトウェア、ファイアウォールソフトウェア等は対象外。

※個人事業者は資本金の制限はありません。

【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人(大会社の出資比率が50%未満)
- ② 資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④ 新品の対象資産を取得し、事業に使っていること
- ⑤ 対象事業を営んでいること

【留意点】

- ① 特別償却と税額控除は選択適用です。
- ② 少額減価償却資産の損金算入、他の特別償却・特別控除との併用はできません。

4. 中小企業等基盤強化税制

対象業種：卸売業、小売業、飲食店業、サービス業（風俗営業に該当する飲食店業、サービス業を除く）
 ※適用の対象については、最寄りの税務署でご確認下さい。

なお、飲食店業については対象設備を生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に規定する認定を受けた生活衛生同業組合（小組合）が策定する振興計画に基づく振興事業に係る設備に限る。

【制度の内容】

（特別償却）

対象資産を取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価額の30%の特別償却ができます。

（税額控除）

対象資産を取得した場合は、取得価額の7%の税額控除ができます。

※その事業年度の法人税額又は所得税額の20%が限度となります。

適用期間：取得の日が平成23年3月31日まで

		特別償却	税額控除
取得等の形態		取得	
資本金		1億円以下	
対象資産	機械装置	1台で280万円以上	
	器具備品	1台で120万円以上の 電気冷蔵庫、電気洗濯機 その他の電気又はガス機器※	

※飲食店業以外の場合は、1台で120万円以上の全ての器具備品が対象となります。

【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人（大会社の出資比率が50%未満）
- ② 資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④ 新品の対象資産を取得し、事業に使っていること
- ⑤ 対象事業を営んでいること

【留意点】

- ① 特別償却と税額控除は選択適用です。
- ② 少額減価償却資産の損金算入、他の特別償却・特別控除との併用はできません。

5. 中小企業者が情報基盤強化設備等を取得した場合

（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等、娯楽業（映画業を除く）は対象外）

※適用の対象については、最寄りの税務署でご確認下さい。

【制度の内容】

（特別償却）

償却限度額は普通償却限度額と特別償却限度額との合計額

特別償却限度額はその情報基盤強化設備等の取得価格の30%相当額

2. 法人税・所得税

（税額控除）

税額控除限度額は、その情報基盤強化設備等の取得価格の7%相当額

税額控除限度額が供用年度税額の20%相当額を超える場合は20%相当額が限度額となります。

適用期間：取得の日が平成23年3月31日まで

対象資産	サーバー用のオペレーティングシステム サーバー用の電子計算機 サーバー用の仮想化ソフトウェア データベース管理ソフトウェア 連携ソフトウェア 不正アクセス防御ソフトウェア 注) 規格等の評価及び認定の制限あり（税務署で確認下さい）
適用対象投資額	対象資産の取得価格の合計70万円以上

【制度の要件】

- ① 資本金1億円以下の青色申告法人
- ② 資本金のない法人で常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の青色申告個人事業者
- ④ 新品の対象資産を取得し、事業に使っていること
- ⑤ 対象事業を営んでいること

【留意点】

- ① 特別償却と税額控除は選択適用です。
- ② 少額減価償却資産の損金算入、他の特別償却・特別控除との併用はできません。

6. 公害防止設備に係る特別償却制度（クリーニング）

【制度の内容】

大気汚染防止法により排出が規制されている指定物質（テトラクロロエチレン）を活性炭により吸着して回収する装置で300万円以上のものを取得した場合は、通常の減価償却に上乗せして取得価格の14%の特別償却ができます。

適用期間：取得の日が平成23年3月31日まで

3. 相続税・贈与税

1. 相続時精算課税制度

【制度の内容】

将来相続関係にある親から子への贈与について、選択制により、贈与時に贈与税を軽減し、相続時に相続税で精算します。

【制度の内容】

区分	相続時精算課税制度
贈与者	65歳以上の親 (父・母ごとに選択できる)
受贈者	20歳以上の子 (兄弟姉妹ごとに選択できる)
選択の届出	必要 (一度選択すれば、相続時まで継続適用)
控除	非課税枠：2,500万円 (限度額まで複数年にわたり使用可)
税率	一律20%の税率
適用手続	選択を開始した年の翌年3月15日までに、本制度を選択する旨の届出書を提出
相続時精算	相続税の計算時に精算(合算)される。 (贈与財産は贈与時の時価で評価)

2. 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例

①非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例

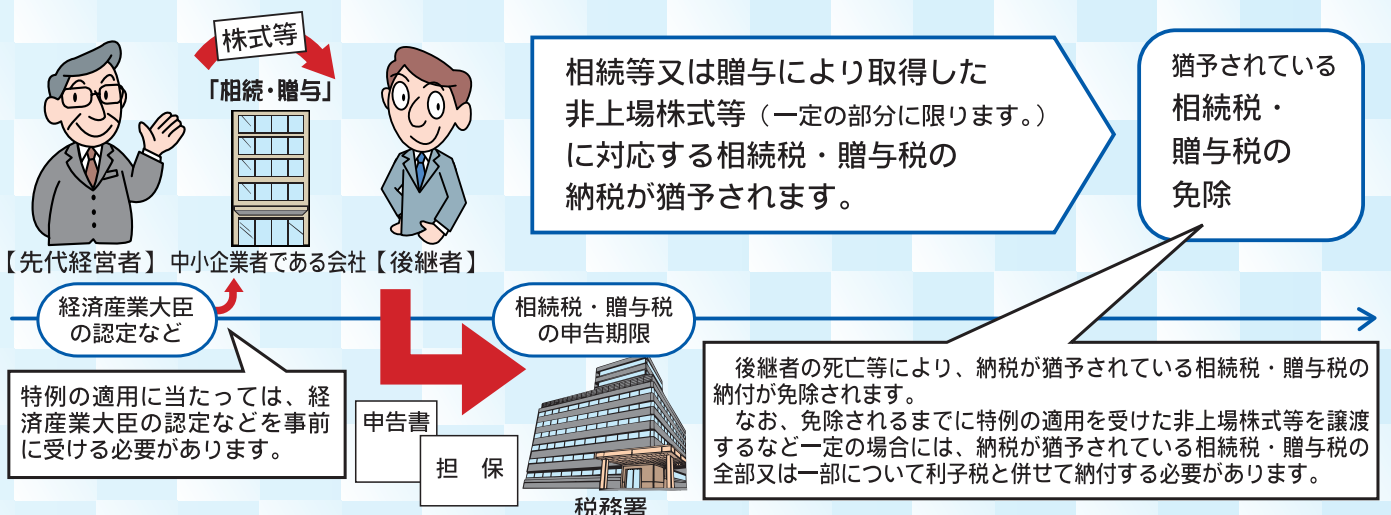
後継者である相続人等が相続等により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を被相続人(先代経営者)から取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等(相続開始前から既に保有していた株式等を含めてその中小企業者の発行株式等の総数等の3分の2に達するまでの部分に限る)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

なお、この特例は平成20年10月1日以降の相続等に係る相続税について遡及して適用されます。

②非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例

後継者である受贈者が贈与により、経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を親族(先代経営者)から全部又は一定以上取得し、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等(贈与前から既に後継者が保有していたものを含めて、株式等の総数3分の2に達するまでの部分を上限とする)に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

なお、この特例は、平成21年4月1日以降の贈与に係る贈与税について適用されます。



4. 法人税・所得税・住民税・事業税

1. 減価償却制度

1 平成 19 年度改正

【法定耐用年数の見直し】

- ① フラットパネルディスプレイ製造設備 5年（改正前10年）
- ② フラットパネル用フィルム材料製造設備 5年（改正前10年）
- ③ 半導体用フォトレジスト製造設備 5年（改正前8年）

【減価償却方法の改正】

	平成 19 年度 改正前	平成 19 年度 改正後
定 額 法	$(\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times 1/n$ （※） ※残存価額＝取得価額×10% （無形固定資産は0）	取得価額×1/n
定 率 法	$\text{未償却残高} \times (1 - \sqrt[n]{10\%})$ ※未償却残高＝取得価額－前年まで償却累計額	未償却残高×(1/n×2.5)
償却可能限度額	取得価額×95%まで償却可能 （無形減価償却資産は0円まで）	耐用年数経過時点で1円（備忘価額）まで償却可能 （無形減価償却資産は0円まで）

※ n；耐用年数

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（取得価額の 95%）まで償却した事業年度等の翌事業年度以後 5 年間で均等償却ができます。

2 平成 20 年度改正

1) 法定耐用年数区分の大括り化・耐用年数の見直し

機械装置の区分数
390 区分（設備の種類毎）



見直しにより
55 区分（日本標準産業分類の中分類）に大括り化

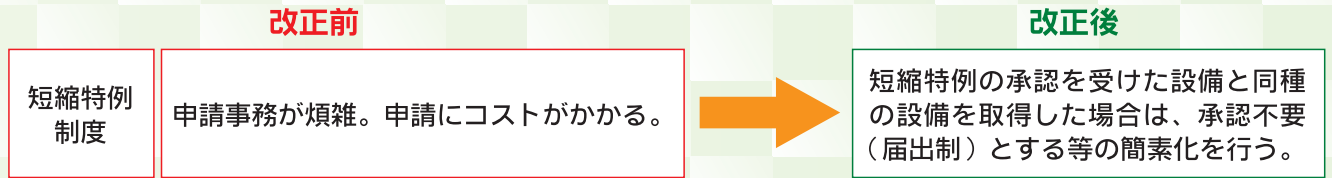
機械及び装置の耐用年数表

改正前

改正後

番号	設備の種類	細 目	耐用年数	番号	用 途	細 目	耐用年数
1	食肉又は食鳥処理加工設備		9	42	飲食料品卸売業用設備		10
1	食肉又は食鳥処理加工設備		9	44	飲食料品小売業用設備		9
358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備			47	宿泊業用設備		10
		引湯管	5				
		その他の設備	9				
358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備			48	飲食店用設備		8
		引湯管	5				
		その他の設備	9				
359	クリーニング設備		7	49	洗濯・理容・美容・浴場業用設備		13
360	公衆浴場設備						
		かま、温水器及び温かん	3				
		その他の設備	8				
48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップヘニー、反毛、製綿又は再生綿業		10	50	その他生活関連サービス業用設備		6
361	火葬設備		16				
364	天然色写真現像焼付設備		6				
365	その他の写真現像焼付設備		8				
366	映画又は演劇興行設備			51	娯楽業用設備		
		証明設備	5			映画館又は劇場用設備	11
		その他の設備	7			遊園地用設備	7
367	遊園地用遊戯設備（原動機付きのものに限る。）		9			ボーリング場用設備	13
367の2	ボーリング場用設備					その他の設備	
		レーン	5			主として金属製のもの	17
		その他の設備	10			その他のもの	8
1	食肉又は処理加工設備		9	54	その他サービス業用設備		12

2) 耐用年数の短縮特例制度の手続き簡素化



①耐用年数の短縮制度の概要

耐用年数の短縮制度とは、法人の有する減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合（おおむね10%以上短くなる場合をいいます。）に、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができるという制度です。

要件

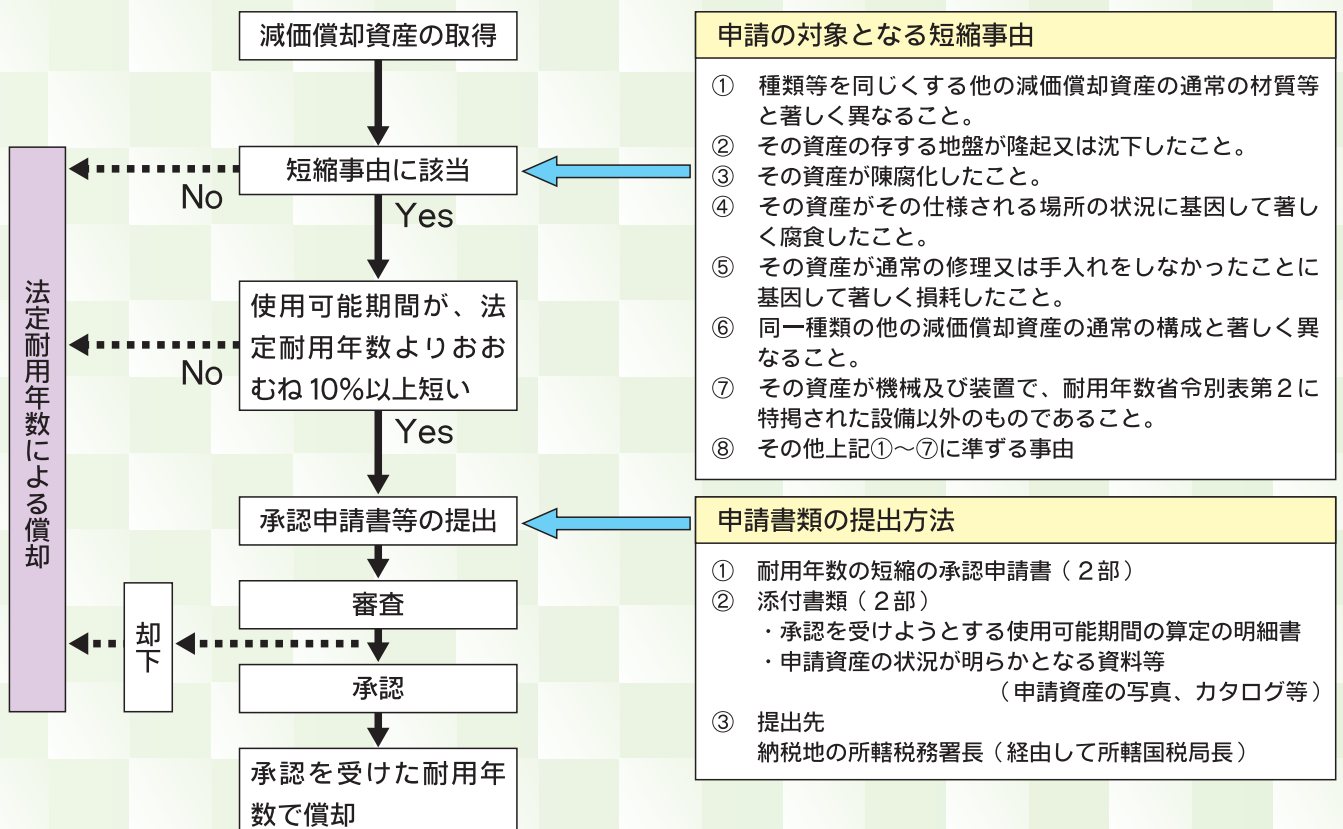
- 当該資産が、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由に該当すること。
- 当該資産の使用可能期間が法定耐用年数よりおおむね10%以上短くなること。
- 耐用年数の短縮の承認申請書を納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に提出し、所轄国税局長より承認を受けること。

②申請の対象となる資産の単位

耐用年数の短縮の対象となる資産の単位は、原則として、減価償却資産の種類ごと、かつ、耐用年数の異なるものごととなります。

ただし、種類が同じでも、構造若しくは用途、細目又は設備の種類の種類ごとなります。

③耐用年数の短縮の申請手続きの流れ



5. 固定資産税

1. 減免措置（旅館・ホテル）

生きがい対応型デイサービス事業を実施する旅館・ホテルについて、各市町村における自主的な判断（※）により固定資産税を減免できることとなっています。

※各市町村にご確認下さい。

2. 公衆浴場業、旅館・ホテル業（公衆浴場業等）の用に供する固定資産税に係る軽減（公衆浴場、旅館・ホテル）

- ① 公衆浴場業等の用に供する固定資産については、当該固定資産税に係る税額の2/3相当額が軽減されます。
- ② 高齢者、障害者に対する福祉入浴サービスを提供し、一定の基準を満たす公衆浴場（福祉浴場）業等については、税額が1/6に軽減されます。

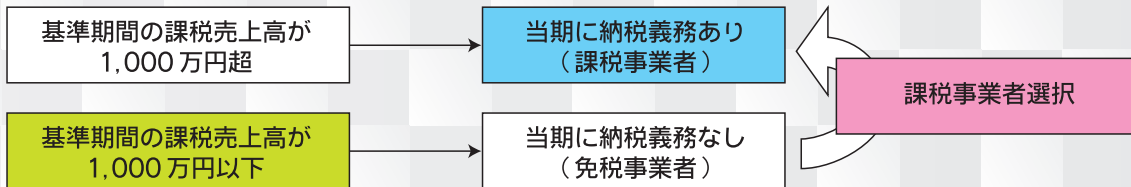
3. 公害防止用設備の課税標準の特例措置（クリーニング）

- ① 活性炭利用吸着式処理装置（一体となって設置され、不可分の状態にあるドライクリーニング装置を含む）については課税標準が1/3に軽減されます。
- ② 地下水浄化設備（水質汚濁防止第2条第2項第1号に規定する物質（テトラクロロエチレン等）を含む地下水の水質を浄化するための装置）については、課税標準が1/2に軽減されます。
- ③ 適用期限：平成24年3月31日まで

1. 課税事業者になった場合の税金の還付

【制度の内容】

免税事業者は、選択により課税事業者になることができます。預かった消費税よりも支払った消費税が大きい場合には、消費税を還付（戻ってくる）することができます。



Example

「消費税課税事業者選択届出書」を提出

	前々事業年度	前事業年度	当期
課税売上高	900万円	900万円	900万円 … 預かった消費税 45万円
課税仕入高	800万円	800万円	1,500万円 … 支払った消費税 75万円

本来は免税事業者
↓
課税事業者になった

預かった消費税・・・ 900万円×5%＝45万円
支払った消費税・・・ 1,500万円×5%＝75万円
納付する消費税＝預かった消費税45万円－支払った消費税75万円
＝△30万円・・・ 還付される

免税事業者から課税事業者になるには税務署への届出が必要だな。

【留意点】

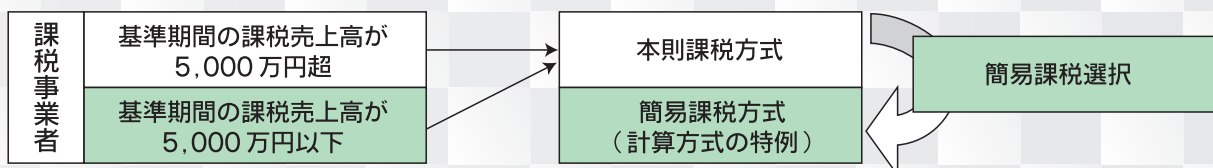
- ① 課税事業者を選択すると、2年間、免税事業者になれません。
- ② 2年経過後に免税事業者に戻る場合には、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
- ③ ②の提出期限は、課税事業者になりたい事業年度開始日の前日までです。

2. 簡易課税方式（計算方式の特例）

【制度の内容】

基準期間の課税売上高が5,000万円以下の課税事業者は、選択により消費税を簡易課税方式で計算することができます。

本則課税方式よりも、簡易課税方式で計算したときの方が、消費税が安くなることがあります。



【計算方法】

納付する消費税＝預かった消費税
＝課税売上に係る消費税
＝課税売上高 × 5%

－ 支払った消費税
－ (課税売上に係る消費税×みなし仕入率)
－ (課税売上高 × 5% × みなし仕入率)

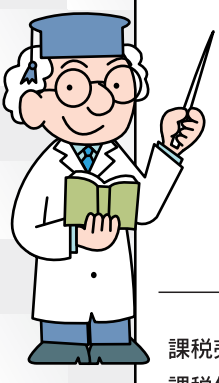
6. 消費税

みなし仕入率	
第一種事業（卸売業）	90%
第二種事業（小売業）	80%
第三種事業（製造業等）	70%
第四種事業（その他の事業）	60%
第五種事業（不動産業、運輸通信業、サービス業）	50%

食肉販売店	第一種事業（90%）又は第二種事業（80%）	社交業（スナック・バー）	第四種事業（60%）
食鳥肉販売店	第三種事業（70%）	料理店（料亭など）	第四種事業（60%）
氷雪販売業（氷屋）	第一種事業（90%）又は第二種事業（80%）	理容店	第五種事業（50%）
めん類店（そば・うどん）	第四種事業（60%）	美容店	第五種事業（50%）
その他の飲食店（食堂・レストランなど）	第四種事業（60%）	興行場、映画館	第五種事業（50%）
すし店	第四種事業（60%）	クリーニング店	第五種事業（50%）
喫茶店	第四種事業（60%）	公衆浴場	第五種事業（50%）
中華料理店	第四種事業（60%）	ホテル・旅館	第五種事業（50%）

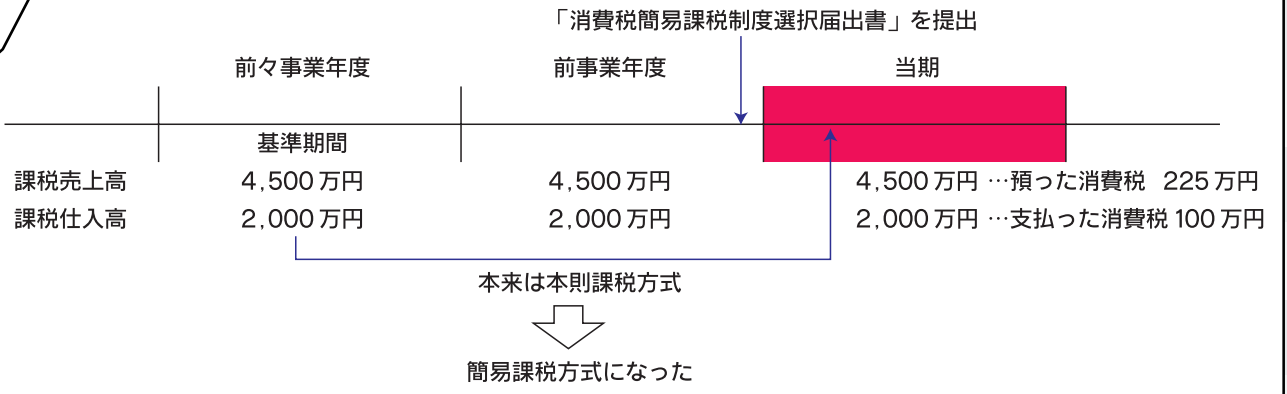
- ※ 1. みなし仕入率は売上げごとに第1種事業から第5種事業に区分する必要があります。詳しくはお近くの税務署でご確認下さい。（例）ホテル、旅館業での自動販売機や売店の売上げは第2種事業（小売業）になります。
- ※ 2. 2種類以上の事業を営む事業者で、1種類の事業の課税売上高が全体の課税売上高の75%以上を占める場合には、75%以上の事業のみなし仕入率を用いることができます。

Example



そば屋 A では、前々事業年度の課税売上高は 4,500 万円で、当期は消費税の課税事業者となる。当期の課税売上高は 4,500 万円、課税仕入高は 2,000 万円だった。

1. 本則課税方式により計算した納付する消費税。
2. 簡易課税方式により計算した納付する消費税。



1. 本則課税方式	2. 簡易課税方式
預かった消費税・・・4,500万円×5%=225万円	預かった消費税・・・4,500万円×5%=225万円
支払った消費税・・・2,000万円×5%=100万円	支払った消費税・・・225万円×みなし仕入率60%=135万円
225万円-100万円=納付する消費税125万円	225万円-135万円=納付する消費税90万円

- 【留意点】**
- ① 簡易課税方式を選択すると、2年間、本則課税方式に戻れません。
 - ② 2年経過後に本則課税方式に戻る場合には、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を税務署に提出しなければなりません。
 - ③ ②の提出期限は、本則課税方式に戻りたい事業年度開始日の前日までです。

3. 平成22年4月消費税法の改正

調整対象固定資産の課税仕入れを行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の消費税の確定申告を一般課税で行う場合、課税期間の初日から原則として3年間は免税事業者となることはできません。また簡易課税を適用して申告することもできません。

【制度の要件】

- ① 資本金1,000万円以上の法人を設立した場合
- ② 課税事業者となって2年を経過するまで

生衛業に関するその他の税制

法人税

貸倒引当金の特例

- ・生活衛生同業組合等は、通常の引当金限度額の116%相当額を損金に算入できます（平成23年3月31日まで）。
- ・資本金1億円以下の法人は、実績繰入率と法定繰入率との選択ができます。

共同利用施設に係る特別償却

- ・出資組合である生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設で振興計画に係るものについては8%の特別償却が認められます（平成23年3月31日まで）。
※具体例：共同冷凍庫、研修施設、共同購入資材配送車等

留保所得の特別控除

- ・出資組合である生活衛生同業組合等が各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、政令で定めるところにより計算した金額の32%に相当する額を損金に算入できます（平成23年3月31日まで）。

特定地域における工業用機械等の特別償却

- ・平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に、山村振興法の振興山村の区域内において、製造の事業、旅館業又はソフトウェア業の用に供する一定の減価償却資産の取得等をした場合には、その取得価額の10%相当額（建物等については、6%相当額）の特別償却ができます。

7. その他

登録免許税

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に係る税制上の特例措置

・産業活力再生特別措置法の認定事業再構築計画等に基づき行う登記に対する登録免許税の軽減税率について次のとおり引き上げる（平成24年3月31日まで）。

- (1) 株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記※1
1,000分の3.5
- (2) 合併又は分割による株式会社の設立又は資本金の額の増加の登記における純増部分の登記※2
1,000分の3.5
- (3) 法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記※3
1,000分の16
- (4) 合併又は分割による法人の設立等の場合における不動産の所有権の移転登記※4
1,000分の2

適用期間：平成22年4月1日～平成24年3月31日まで

租税特別措置法 80条1項	措置の内容		通常の 税率	産活法 の特例	軽減率
1号※1	会社の設立、資本金の増加		0.7%	0.35%	0.35%
2号※2	合併		0.15%	0.1%	0.05%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の合併)		0.7%	0.35%	0.35%
3号※2	分割		0.15%	0.1%	0.05%
(括弧書きの部分)	(資本金が増加する場合の分割)		0.7%	0.35%	0.35%
4号(売買)※3	不動産の所有権の 取得	土地	1.0% ^(※)	1.6%	なし
		建物	2.0%	1.6%	0.4%
5号※4	合併時	(不動産)	0.4%	0.2%	0.2%
	分割時	(不動産)	0.8%	0.2%	0.6%

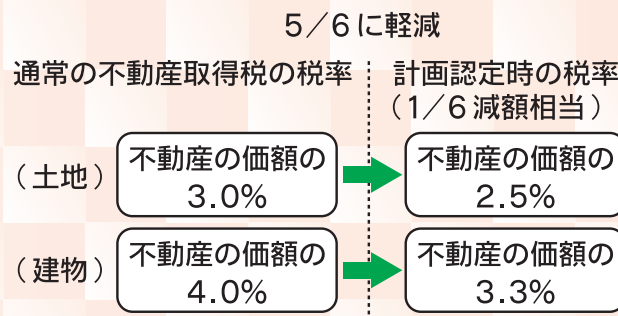
※売買による土地の所有権移転の登記については、租税特別措置法72条によって産活法よりも有利な税率が設定されていることから、同法80条1項4号の税率は適用しないこととしている。

増資額1億円当たり、35万円のコスト軽減。
不動産登記も、たとえば、分割に伴い1億円の不動産を移転する場合、60万円のコスト軽減。これは大きいなあ



不動産取得税 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に係る税制上の特例措置

計画（事業再構築計画、経営資源再活用計画、中小企業承継事業再生計画等）に従って営業の譲渡等を受けた者が、当該譲渡等に係る不動産を取得し、かつ、当該計画に係る事業の用に供したときには、当該不動産に係る不動産取得税額（建物の場合は取得価格の4%、土地、住宅の場合は3%）から1/6に相当する額に減額されます（平成23年3月31日まで）。



1億円の建物を取得した場合、
70万円のコストを軽減。
これも大きいなあ




事業所税

非課税措置

- ・物価統制令の適用を受ける公衆浴場
- ・非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の非収益事業

軽減措置（税額の1/2を軽減）

- ・出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合が本来の事業の用に供する施設
- ・ホテル、旅館業の用に供する施設（風俗営業法第2条第6項第4号に規定するもの（モーテル、ラブホテル等）を除く）のうち、客室、宿泊客の利用する食堂、広間等



早わかり 生活衛生営業 税制

平成 22 年 12 月

発 行：(財) 全国生活衛生営業指導センター